

第2部 部門別計画

第1章 市民の福祉と健康

第2章 都市の安全と環境

第3章 市民の教育と文化

第4章 市街地の整備

第5章 市民の経済

第6章 人権と市民サービス

凡 例

- ① 「事業名」欄の（新規）は、平成16年度以降の新規事業を示しています。
- ② 「現況」欄については、平成15年度末見込みのデータを基本とし、他の時点のデータを用いる場合、（ ）書きにて時点を付記しています。
- ③ 「計画目標」欄は、平成18年度末時点での状態を示し、補足的に〔 〕書きで平成16～18年度の事業量を示しています。
- ④ 「所管局」欄には、当該事業を所管している局の名称を掲載しています。

③ 平成18年度末時点での状態を示し、補足的に〔 〕書きで平成16～18年度の事業量を示しています。

参 考

事業名	事業内容	現況 (⑮末見込み)	計画目標 [⑯～⑰の事業量等]	所管局
違法駐車対策の推進	違法駐車等防止重点地域および重点路線において、監視員による助言啓発活動を実施			市民経済局 緑政土木局
	大規模団地周辺において、違法駐車等防止啓発事業を実施（～16年度）	実施	実施	
	パイプやプランターなどの設置により、歩道への乗り入れ駐車を防止	パイプ設置 累計107km （14年度末） プランター等設置 累計572基 （14年度末）	パイプ設置 累計116km [完了5km] プランター等設置 累計622基 [完了30基]	
産業活性化に向けた戦略的な企業誘致の推進（新規）	地域産業を活性化させ、雇用機会を創出するため、企業誘致などの産業立地施策を戦略的にすすめるための行動計画を策定し、事業を推進	—	企業訪問ヒアリング調査の実施 産業活性化プランの策定・推進	市民経済局

① 平成16年度以降の新規事業を示しています。

② 平成15年度末見込みのデータを基本とし、他の時点のデータを用いる場合、（ ）書きにて時点を付記しています。

④ 当該事業を所管している局の名称を掲載しています。

第1章 市民の福祉と健康

1-1 福祉

1-1-1 高齢者福祉

1 安心して介護が受けられる仕組みづくり

●基本方針

介護を要する高齢者が必要なサービスを利用できるよう介護サービスの基盤整備をすすめるとともに、安心してサービスが受けられるようサービスの質の確保や利用者保護の仕組みづくりをすすめ、介護保険制度を円滑に推進します。

●現状と課題

本市の人口に占める65歳以上の高齢者の割合は17.1%（平成15年4月）に達し、今後も高齢者人口は毎年1万人以上増加すると予測され、特に、介護を必要とする状態になりやすい後期高齢者と呼ばれる75歳以上の高齢者の増加が顕著になるものと見込まれます。

平成12年度に開始した介護保険制度は市民生活に定着しはじめ、通所介護（デイサービス）、痴呆性高齢者グループホームは民間事業者の新規参入意向が高くなっており、これによりサービス基盤の充実がはかられる見通しとなっています。

こうした状況の中、高齢者の増加にともない、ひとり暮らしやねたきり高齢者、痴呆性高齢者も増え、高齢者虐待問題などさまざまな課題に対応していく必要があります。また、住み慣れた家庭や地域での生活を支援するために在宅サービスの充実や、待機者が多い特別養護老人ホームなどの整備を計画的にすすめる必要があります。

●数値目標

	現状値	18年度目標値	22年度目標値	所管局
利用している在宅介護サービスに関する満足度	79.7% (14年度)	85%	90%	健康福祉局
数値目標設定の考え方：利用している在宅サービスの質や内容について満足している人の割合を高める。				

●事業計画

事業名	事業内容	現況 (⑮末見込み)	計画目標 [⑯～⑳の事業量等]	所管局
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の改定	介護保険事業を円滑に推進し、高齢者の保健福祉施策を充実するため、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体として定めた「はつらつ長寿プランなごや2003」を改定	—	計画の改定	健康福祉局

介護サービスの質の確保	介護サービスの問題点を把握し、運営を改善するため、サービスの提供者と利用者がそれぞれ評価を行う事業者自己評価・ユーザー評価を実施 各種相談および介護サービス利用にかかる契約の助言などを行う介護保険アドバイザーを派遣	実施 必要に応じて自宅、事業所に派遣	実施 拡充（グループホームへの定期的派遣）	健康福祉局
在宅サービスセンターの設置	全区での開設をめざして在宅サービスの提供と地域福祉活動の推進拠点となる施設を設置	累計9か所	累計9か所 〔完成2か所 着工1か所〕	健康福祉局
痴呆性高齢者調査研究事業（新規）	痴呆性高齢者などが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような支援体制の整備のための研究資料とするため、療養状況、介護状況などの実態調査や虐待問題などの研究を実施	—	実態調査・研究の実施	健康福祉局
短期入所（ショートステイ）の充実	安心して在宅介護ができるよう、介護者が病気や事故、出産などで一時的に介護ができない場合に、要介護者などを一定期間受け入れて、入浴、食事、排せつなどの介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を行う施設を整備	累計739床	累計878床 〔運用139床 完成 45床〕	健康福祉局
特別養護老人ホームの整備	常時の介護を必要とし、在宅での生活が難しい高齢者の日常生活を支援するため、入浴、食事、排せつなどの介護や機能訓練などを行う入所施設を整備	累計48か所 定員4,203人	累計58か所 定員5,204人 〔開設12か所 （うち増築2か所） 完成5か所 〔うち増築1か所〕〕	健康福祉局
介護老人保健施設および通所リハビリテーション施設の整備	病状が安定し、入院治療する必要のない要介護者などの日常生活を支援するため、リハビリテーションや看護・介護サービスを行う入所施設を整備し、あわせて日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法などのリハビリテーションを行う通所施設を併設	累計42か所 定員4,153人 （うち通所リハビリテーション併設累計41か所）	累計55か所 定員5,479人 （うち通所リハビリテーション併設累計54か所） 〔開設13か所 着工 2か所〕	健康福祉局

2 地域において安心して生活できるための支援

●基本方針

相談や援助の充実、生活の場の確保など、自立して生活するには不安のあるひとり暮らし高齢者などが地域で安心して暮らすことができるよう支援します。

●現状と課題

平成12年の国勢調査では、本市の65歳以上の高齢者のいる世帯のうち、ひとり暮らしの割合は25.0%、夫婦のみの世帯の割合は29.9%でした。核家族化や高齢化の進行によって、今後も増加するものと見込まれます。

このような状況の中、自立して生活するには不安がある高齢者が、住みなれた地域や家庭で安心して暮らせるよう、健康面・食生活面など生活の場面ごとに必要なサービスを提供することが必要です。

●数値目標

	現状値	18年度目標値	22年度目標値	所管局
日常生活が自立している高齢者の割合	85% (15年度)	85%	85%	健康福祉局
数値目標設定の考え方：要支援・要介護に該当しない高齢者の割合を維持する。				

●事業計画

事業名	事業内容	現況 (15年末見込み)	計画目標 [16～18の事業量等]	所管局
配食サービス事業	介護が必要な高齢者や身体障害者、ひとり暮らしの高齢者などの在宅生活を支援するため、自宅に食事を配達するとともに安否の確認などを実施	全市域で実施	利用者数の拡大	健康福祉局
はいかい高齢者家族支援サービス事業	介護者の負担を軽減するため、痴ほう性高齢者などがはいかいした場合に、小型発信機の活用などにより早期発見・早期保護できるよう支援	—	開始 利用者数100人	健康福祉局
養護老人ホームの整備	心身または家庭環境の理由と経済的理由により在宅での養護を受けることが難しい高齢者の入所施設を整備	累計6か所 定員770人	累計6か所 定員770人 [着工1か所]	健康福祉局

福祉

ケアハウスの整備	身体機能の低下などにより独立して生活することに不安がある高齢者が、在宅サービスを活用しながら自立した生活ができる入所施設を整備	累計16か所 定員411人	累計17か所 定員441人 〔開設1か所 完成2か所 着工1か所〕	健康福祉局
福祉給付金の支給	安心して療養することができるようにするため、高齢障害者などの医療費の一部負担相当額を助成	実施	実施	健康福祉局

3 健康で生きがいを感じられる生活への支援

●基本方針

壮年期からの健康づくり事業を推進し、ねたきりなどにならないための予防をすすめるとともに、就業、文化活動、地域活動、ボランティア活動などを通じて、自己実現と社会参加をはかることができるよう支援します。

●現状と課題

おおむね健康または病気などがあっても日常生活が自立している高齢者は約85%を占めています。このような高齢者が、社会の第一線を離れた自由な立場を生かして、働き、楽しみ、地域活動を行うなど生きがいを持った生活を送り、地域社会に貢献することが期待されています。

こうした社会参加を支援する一方、現在自立している高齢者が、介護を必要とする状態にならないようにするため、骨折や痴ほうなどの予防を積極的にすすめることが重要です。

●数値目標

	現状値	18年度目標値	22年度目標値	所管局
自分が健康であると感じている高齢者の割合	58% (13年度)	59%	60%	健康福祉局
数値目標設定の考え方：6割程度の高齢者が自分の健康状態を良いと評価する状態とする。				
シルバー人材センターを通じて働く高齢者の就業延べ人数	489,711人 (14年度)	550,000人	790,000人	健康福祉局
数値目標設定の考え方：高齢者の社会参加を促進し、シルバー人材センターを通じて就業する高齢者を増やす。				

●事業計画

事業名	事業内容	現況 (15末見込み)	計画目標 [16～18の事業量等]	所管局
介護の予防	地域に生活する虚弱な高齢者やその家族などを対象に保健師などが家庭訪問し、介護予防に必要な支援や療養相談、健康管理に関する指導などを実施	訪問指導件数 14,065件 (14年度)	訪問指導件数 年24,300件	健康福祉局
	家庭訪問などにより健康状態や生活状況などをふまえた介護予防支援計画を作成	介護予防支援計画の作成 303件 (14年度)	介護予防支援計画の作成 年5,300件	

福祉

	高齢者の骨折や痴ほうを予防し、心身の機能の維持をはかるため、身近な地域において転倒予防教室や痴ほう予防教室、リハビリ教室を実施	転倒予防教室 32回 (14年度)	転倒予防教室 年48回	
		痴ほう予防教室 32回 (14年度)	痴ほう予防教室 年48回	
		リハビリ教室 2,318回 (14年度)	リハビリ教室 年2,400回	
高齢者就業支援センター事業	高齢者の就業に関する相談や情報提供、技能講習から仕事の紹介まで一貫したサービスを提供するほか、高齢者による地域でのNPOなどの設立を支援することにより、高齢者共助を推進	実施	実施	健康福祉局
シルバー人材センター事業	高齢者がその豊かな知識や経験を生かして生きがいを高め、社会活動を行うことができるよう、臨時的・短期的な就業の場を提供	会員数 7,047人 (14年度末)	会員数 9,700人	健康福祉局
福祉会館の整備	高齢者の健康の増進、教養の向上のためのサービスを提供する施設を改築	調査	改築2館	健康福祉局
敬老パスおよび敬老手帳の交付	高齢者の社会参加を促進するため、敬老パスおよび敬老手帳を交付	実施	敬老パスについては一部負担を導入して実施	健康福祉局

1-1-2 児童福祉

1 子どもを生み育てやすい環境づくり

●基本方針

子育てしながら安心して働くことができるための保育サービスの充実や、子育ての不安や悩みの解消に向けて相談体制の充実や交流活動への支援など、家庭や子育てに夢が持てる環境づくりをすすめます。

●現状と課題

国の人口動態統計によると、平成14年の日本の合計特殊出生率は1.32、本市では1.19であり、依然として少子化は進行しています。少子化、核家族化など子どもと家庭を取り巻く環境が変化し、子どもの健やかな成長に与える影響が心配されます。

子育てについての不安や悩みを解決するための相談や交流の場の充実、保護者の勤務時間の多様化に対応した保育サービスの提供など、家庭・地域・企業・行政など社会全体で子育てを支えていくことが必要です。また、市立保育所については、運営形態を含めてあり方を検討し、より効率的なサービスの提供をはかる必要があります。

●数値目標

	現状値	18年度目標値	22年度目標値	所管局
子育てに不安を感じていない親の割合	31.6% (13年度)	35%	40%	健康福祉局
数値目標設定の考え方：男女が主体性を持って子育てに取り組むことを支援することで育児不安の軽減をはかる。				
のびのび子育てサポート事業による子育て支援活動件数	5,881件 (14年度)	10,000件	17,000件	健康福祉局
数値目標設定の考え方：子育ての支援をしてほしい人と手助けしたい人の仲介を行い、市民どうしの子育て援助活動を支援する。				

●事業計画

事業名	事業内容	現況 (⑮末見込み)	計画目標 [⑯～⑳の事業量等]	所管局
次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定(新規)	次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備 「次世代育成支援対策」を推進するための具体的な目標を定める計画を策定	検討	行動計画の策定	健康福祉局はじめ関係局

福祉

保育所の整備	保育所入所待機児童の解消のため、保育所の新設、定員増を実施するとともに、耐震対策や老朽化した保育所の改築を実施	保育所数 累計272か所 分園5か所	保育所数 累計276か所 分園7か所 [新設 4か所 改築 2か所]	健康福祉局
保育内容の充実	仕事と子育ての両立を支えるため、保護者の勤務時間の多様化に対応した保育サービスを充実	延長保育 89か所	延長保育 137か所	健康福祉局
子育て家庭への支援の充実	子どもを安心して生み、育てる環境を整備するため、第3子以降を対象とした市独自の手当制度および保育料軽減措置を開始 子育て総合相談窓口において、子育てに関するさまざまな相談に応じるほか、保育所において家庭での育児不安などに対する相談体制を強化 初妊婦や初めて乳児を持つ親が子育ての情報の交換や仲間づくりができる子育てサロン事業などに加え、地域において自主的に子育て交流・相談活動を行っている子育て支援サークルなどへの支援事業を開始	検討 子育て総合相談窓口 全区で実施 保育所で育児相談や地域交流などを行う子育て支援事業を実施 子育てサロン 全区で実施 —	開始 実施 実施 一部の保育所などで子育て支援センター事業を開始し、相談体制を強化 実施 子育て支援サークルなどへの支援事業を開始	健康福祉局
なごや子育て情報プラザの拡充	地域での子育てを支援するため、会員組織をつくり、子育てを支援してほしい人と手助けしたい人の登録・仲介を実施 コーディネーターを配置し、子育てに関する制度の利用相談・支援などを開始	のびのび子育てサポート事業登録者数 1,776人 (15年末) —	のびのび子育てサポート事業登録者数 2,800人 子育て支援コーディネート事業を開始	健康福祉局
不妊治療費の助成（新規）	不妊治療の経済的負担の軽減をはかるため、高額の治療費がかかる体外受精、顕微授精に要する費用の一部を助成	—	開始	健康福祉局

2 子どもが健やかに育つ環境づくり

●基本方針

豊かな遊びと体験活動による子どもの健全育成をすすめるなど、子どもが健やかに育つことのできる環境づくりをすすめます。

●現状と課題

平成14年度に完全学校週5日制が実施され、学校以外で過ごす時間が増えました。しかし、現代の子どもたちは、塾通いの増加に象徴されるように、生活全体に時間的なゆとりが失われていたり、創造的な遊びや多人数で交流する遊びの体験が少なくなっています。

こうした状況の中、これまで以上に、児童館などでの創造的な遊びやクラブ事業による体験活動の充実など、地域の中で子どもたちが安心して自由に遊べる環境づくりが必要です。

●数値目標

	現状値	18年度目標値	22年度目標値	所管局
児童館の利用者の満足度	93% (13年度)	95%	98%	健康福祉局
数値目標設定の考え方：身近な遊び場である児童館を利用する子どもたちの満足度を高める。				

●事業計画

事業名	事業内容	現況 (15末見込み)	計画目標 [16～18の事業量等]	所管局
児童館の整備	遊びを通して、子どもたちの健やかな成長をはかり、健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする児童館を改築	調査	改築2館	健康福祉局
留守家庭児童健全育成事業	子育てをしながら安心して働きつづけることができるよう、放課後の児童の健全育成を実施	実施 児童館16館 育成会186か所	実施 児童館16館 育成会195か所	健康福祉局

3 援助を必要とする子どもと家庭の自立の支援

●基本方針

子どもへの虐待などの問題の発生防止、早期発見・早期対応の体制を強化するとともに、家庭において養育が困難な子どもやひとり親家庭など、援助を必要とする子どもと家庭の自立を支援します。

●現状と課題

子どもへの虐待を防止するため、児童相談所に児童虐待防止班を設置したほか、24時間体制で電話やEメールでの相談受付を実施するなど、児童虐待の早期発見・早期対応につとめてきました。今後は、さらに迅速かつ確かな対応をはかるため、児童虐待防止に向けた体制を強化していくとともに、保護した後の児童や保護者に対してのカウンセリングやアフターフォローを充実し、心的傷害を受けた児童をより家庭的な雰囲気の中で支援することができるようつとめる必要があります。

また、ひとり親家庭も増加傾向にあり、これまでの経済的支援中心の施策から自立支援に主眼を置いた施策を推進する必要があります。

●数値目標

	現状値	18年度目標値	22年度目標値	所管局
児童養護施設、乳児院からの家庭 復帰および自立率	83% (14年度)	87%	91%	健康福祉局
数値目標設定の考え方：家庭復帰（里親委託を含む）や自立の促進につとめ、児童が 安定した生活の場で健やかに成長できるようにする。				

●事業計画

事業名	事業内容	現況 (⑮末見込み)	計画目標 [⑯～⑳の事業量等]	所管局
児童虐待への 対応強化	児童虐待の防止と的確な対応を推進するため、相談体制を充実するとともに、保護した後の児童の精神的な安定をはかるなど児童相談所機能を強化 虐待やいじめの被害を受けた児童の自立を支援するため、児童養護施設および児童相談所においてカウンセリングなどの心理療法を実施	児童虐待対応協力員 および児童福祉専門 員（弁護士・法医学） による相談・支援の 実施 10か所で実施	児童虐待対応協力員 の増員 弁護士による相談・ 支援体制を充実 一時保護所の生活環 境を改善 14か所で実施	健康福祉局

児童福祉センターの整備	児童福祉の総合機関である児童福祉センターを移転改築	検討	実施設計	健康福祉局
児童養護施設の整備	保護者のいない児童、虐待されている児童などを養護し、自立を支援する施設を整備	— 地域小規模児童養護施設 累計1か所	児童養護施設 [改築1か所] 地域小規模児童養護施設 累計2か所 [開設1か所]	健康福祉局
児童自立支援施設「玉野川学園」の改築	生活指導を必要とする児童の自立を支援する施設を改築	調査	実施設計	健康福祉局
母子家庭及び寡婦等自立促進計画の策定（新規）	母子家庭などの自立に関する総合的支援策の基本方針として自立促進計画を策定	ひとり親世帯実態調査を実施	計画の策定	健康福祉局

1-1-3 障害児・障害者福祉

1 地域における自立した生活の実現

●基本方針

障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、地域での療育や、リハビリテーション、精神保健の充実をはかるとともに、身近な場所での相談機能の充実や地域での生活の場の確保などの支援をすすめます。

●現状と課題

障害者支援費制度^{*1}の開始により、平成15年4月から障害者自身がサービスを選択できる仕組みが整いました。今後は、利用者本位の考え方に立って、多様なニーズに対応する支援体制の整備、サービスの充実につとめ、豊かな地域生活の実現に向けた体制を確立することが必要です。

特にホームヘルプサービスやデイサービス、ショートステイなどをはじめとした居宅生活を支援するための各種サービスの拡充や、グループホーム、福祉ホームなどの地域での生活の場の確保につとめていく必要があります。

●数値目標

	現状値	18年度目標値	22年度目標値	所管局
利用している支援費制度の在宅サービスに関する満足度	79% (15年度)	85%	90%	健康福祉局
数値目標設定の考え方：利用している在宅サービスの質や内容について満足している人の割合を高める。				

●事業計画

事業名	事業内容	現況 (15末見込み)	計画目標 [16～18の事業量等]	所管局
障害児者の生活支援	障害児者が地域で主体的に生活することができるよう、障害児者施設などにおいて、福祉サービスの利用援助や利用の調整、相談などを実施	実施	実施	健康福祉局
	精神障害者からの相談に応じ、必要な指導助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などを行う精神障害者地域生活支援センターを整備	精神障害者地域生活支援センター 累計2か所	精神障害者地域生活支援センター 累計3か所 [開設1か所 完成1か所]	

^{*1}障害者支援費制度

利用者が事業者と対等な関係に基づいてサービスを選択し、市が支援費を利用者に支給（事業者が代理受領）する制度。平成15年4月から開始。

障害児者短期入所（ショートステイ）事業	介護者の疾病などによって居宅における介護が困難となった障害児者を短期間受け入れ、介護などを行う事業を実施	利用延べ日数 15,482日 （14年度）	利用延べ日数 年38,000日	健康福祉局
障害者・痴ほう性高齢者権利擁護事業	障害者や痴ほう性高齢者が地域で安心して生活できるよう、権利擁護、財産管理に関する相談、金銭管理サービス、財産保全サービスなどの事業を実施	実施	分室を設置	健康福祉局
障害者の居住の場の確保	身体障害者および精神障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、低料金で利用できる身体障害者・精神障害者福祉ホームを整備 知的障害者および精神障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、専任の職員による援助を受けて共同して生活する知的障害者・精神障害者グループホーム事業を実施	身体障害者福祉ホーム 累計3か所 精神障害者福祉ホーム 累計1か所 知的障害者グループホーム 累計68か所 精神障害者グループホーム 累計7か所	身体障害者福祉ホーム 累計4か所 [開設1か所] 精神障害者福祉ホーム 累計1か所 [完成1か所] 知的障害者グループホーム 累計89か所 [開設21か所] 精神障害者グループホーム 累計12か所 [開設5か所]	健康福祉局
知的障害者通所更生施設の整備	知的障害者が自立した生活を送ることができるよう、通所による指導・訓練を行う施設を整備	累計3か所	累計5か所 [開設2か所]	健康福祉局
精神障害者生活訓練施設の整備	精神障害者が日常生活に適應することができるよう、必要な訓練や指導を行うことにより、社会復帰を促進する施設を整備	累計2か所	累計3か所 [開設1か所] [完成1か所]	健康福祉局
障害児者日帰り介護（デイサービス）事業	在宅の障害児者が生きがいを高め、自立した生活を送ることができるよう、通所により創作的活動、機能訓練、社会適応訓練を行う事業を実施	累計26か所	累計28か所 [開設2か所] [完成1か所] 他に、重症心身障害児小規模通所援護事業などからの移行により増加	健康福祉局

福祉

療育体制の整備	障害の早期発見とその軽減をはかるため、身近な地域で相談や医療・訓練など総合的な療育を実施する体制を整備 ・ 障害の早期発見・療育を行う障害児総合通園センターを地域療育センターの機能を含んで改築 ・ 地域療育センターの整備	— 累計3か所	実施設計 累計3か所 [用地選定1か所]	健康福祉局
障害者アフターケア事業	脳血管疾患などの急性期の治療や機能回復訓練を終えた在宅の青壮年期の身体障害者が、社会復帰・社会参加できるような社会的リハビリテーションを実施	—	開設1か所	健康福祉局
障害者医療費助成	本人所得が一定の基準以下の方を対象に医療機関窓口における患者負担額を助成	身体障害者、知的障害者を対象に実施	精神障害者保健福祉手帳1級所持者を対象に拡大	健康福祉局

2 障害の重度化、重複化および障害者、介護者の高齢化への対応

●基本方針

重症心身障害児者への支援や障害児者施設の整備を推進し、障害の重度化、重複化および障害者、介護者の高齢化への対応をすすめます。

●現状と課題

重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している重症心身障害児者への支援として、重症心身障害児者の通所援護事業の拡充や障害者施設での受け入れ拡大をすすめてきましたが、今後、医療ケアや介護を受けることができる重症心身障害児者施設を整備するとともに、在宅の重症心身障害児者が日常生活訓練などを行う通園事業を拡充し、より安心して生活ができるようにすることが必要です。

また、地域生活が困難なため入所が必要な重度障害者の受け入れを行う身体障害者療護施設や知的障害者更生施設を、在宅の重度障害者の地域生活を支援していく機能をあわせ持った施設として整備していく必要があります。

●数値目標

	現状値	18年度目標値	22年度目標値	所管局
在宅重症心身障害児者の通所施設等の利用率	80% (14年度)	85%	90%	健康福祉局
数値目標設定の考え方：在宅での生活を支援し、終日家の中に引きこもる重症心身障害児者を減らす。				

●事業計画

事業名	事業内容	現況 (15末見込み)	計画目標 [16～18の事業量等]	所管局
重症心身障害児者の援護	重症心身障害児者が安心して生活できるよう、入所により医療ケアや介護を実施するとともに、重症心身障害児者の地域生活支援の拠点となる施設を整備	調査	整備計画の作成	健康福祉局
	地域生活を支援するため、重症心身障害児者の日常生活動作訓練などを行う通園事業を実施	—	累計3か所	
	小規模通所援護事業のデイサービス事業への移行を促進	実施	実施	

身体障害者療 護施設の整備	常時の介護が必要な重度身体障害者が 安心して生活を送ることができるよ う、日常生活の訓練や介護を行う入所 施設を整備	累計3か所	累計3か所 [完成1か所]	健康 福 祉局
知的障害者更 生施設の整備	知的障害者が自立した生活を送ること ができるよう、必要な指導、訓練を行 う入所施設を整備	累計9か所	累計9か所 [着工1か所]	健康 福 祉局

3 就労の場の確保と社会参加の促進

●基本方針

就労に向けての支援や働く場の確保、活動しやすい環境づくりを通じて、社会的に自立した生活の実現と、社会参加の促進をはかります。

●現状と課題

障害者の雇用は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」により雇用率が定められていますが、約6割の民間企業（愛知県内）で達成されていないのが現状です。

一方、一般企業での就労が困難な障害者に作業訓練や指導を行う通所授産施設や作業所も、養護学校卒業者の進路として需要が高いことなどから待機者が増えています。

今後とも、障害者が働く機会を得て地域で自活できるよう、一般就労への支援策をすすめるとともに、小規模作業所への支援や通所授産施設の整備などをすすめていくことが必要です。

また、障害者の社会参加をより円滑にするために、身体障害者補助犬の育成など外出支援策を推進していくことが必要です。

●数値目標

	現状値	18年度目標値	22年度目標値	所管局
授産施設等に通っている知的障害者の割合	32% (14年度)	35%	39%	健康福祉局
数値目標設定の考え方：通所授産施設等に通う知的障害者を増やす。				

●事業計画

事業名	事業内容	現況 (⑮末見込み)	計画目標 [⑯～⑳の事業量等]	所管局
障害者の雇用支援	障害者雇用支援センターにおいて、一般就労や継続就労が困難な障害者に、就業に必要な職業訓練を実施するとともに、就職後の職業生活における助言や指導を実施 就業面・生活面への支援が必要な障害者に、職業訓練のあっせんから職場定着にいたるまで、就労と日常生活の両面から一体的な支援を行う障害者就労生活援助センターを設置	就職者数 累計75人 —	就職者数 累計156人 開始2か所	健康福祉局

福祉

授産施設等の確保	障害者が働く機会を得て自活することができるよう、作業訓練や指導を行う通所授産施設を整備 障害者に作業の場を提供して作業指導や生活訓練を行う小規模作業所を支援するとともに、小規模通所授産施設などへの移行を促進	通所授産施設 累計40か所 小規模通所授産施設 累計6か所 小規模作業所 累計83か所	通所授産施設 累計45か所 〔開設5か所 改築1か所 完成1か所〕 小規模通所授産施設 累計25か所 〔開設19か所〕 小規模作業所 累計90か所 〔開設32か所 移行25か所〕	健康福祉局
市営交通料金等の軽減	障害者の社会参加を促進するため、市営公共交通料金などの軽減を実施	実施	実施	健康福祉局
身体障害者補助犬の育成（新規）	従来からの盲導犬に加え、介助犬および聴導犬についても育成費用・飼育費用を助成 総合リハビリテーションセンターにおいて補助犬の認定・相談などを実施	盲導犬育成助成 —	補助犬育成助成 認定・相談などの実施	健康福祉局

1-1-4 福祉のまちづくり

1 すべての人にやさしいまちづくりの推進

●基本方針

公共的建築物や公共交通機関などの都市施設の整備にあたっては、福祉都市環境整備指針をふまえ、ユニバーサルデザイン^{※2}の視点に立ってすすめるとともに、バリアフリーの実現につとめ、障害の有無にかかわらずすべての人がともに理解し、尊重しあいながら暮らすことができるまちづくりをすすめます。

●現状と課題

従来より、公共的建築物や公共交通機関などのバリアフリー整備をすすめてきましたが、交通バリアフリー法^{※3}などの新たな法制化がすすむ中で、福祉のまちづくりへの関心や気運も高まり、障害種別によるニーズの多様化・個別化が顕著になっています。

また、高齢者や障害者が住み慣れた地域でごく当たり前に暮らせるように環境を整えていこうとするノーマライゼーションの理念の実現のためには、ハード面に加えて心（意識）のバリアフリーを促進する必要があります。

●数値目標

	現状値	18年度目標値	22年度目標値	所管局
地下鉄駅において車いすルートが確保されている割合	55% (14年度)	87%	100%	交通局
数値目標設定の考え方：平成22年度までにすべての地下鉄駅での確保をめざす。				
民間鉄道駅舎において車いすルートが確保されている割合	45% (14年度)	63%	74%	健康福祉局
数値目標設定の考え方：市内の民間鉄道駅舎のうち、1日の利用者数5,000人以上など大規模な駅での車いすルートの確保をすすめる。				

●事業計画

事業名	事業内容	現況 (15末見込み)	計画目標 [16～18の事業量等]	所管局
交通バリアフリー法重点整備地区の整備	高齢者や障害者などが安全で快適に移動できるよう、旅客施設を中心とした一定の地区について、基本構想を策定し、段差解消など歩行空間を整備 ・金山駅地区	基本構想の策定整備	完了	緑政土木局、健康福祉局はじめ関係局

^{※2}ユニバーサルデザイン

すべての人が利用しやすいように配慮された普遍的デザイン。

^{※3}交通バリアフリー法

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律。市町村は一定範囲を重点整備地区として指定し、総合的なバリアフリー化の基本構想を策定することができ、これに基づき公共交通事業者などが、それぞれの事業をすすめることとしている。

福祉

	・栄・久屋大通駅地区	—	基本構想の策定	
	・名古屋駅地区	基本構想の策定	整備・完了	
公共交通機関におけるバリアフリー化の推進	地下鉄駅において、車いすルートを保 保し、エレベーターおよび車いす使用 者対応トイレを設置	車いすルート確保 80駅中52駅	車いすルート確保 83駅中72駅	交通局 健康福 祉局 住宅都 市局
		エレベーター設置 80駅中51駅	エレベーター設置 83駅中71駅	
		車いす使用者対応ト イレ設置 80駅中60駅	車いす使用者対応ト イレ設置 83駅中73駅	
	地下鉄車両に車内案内表示装置、車い すスペースおよび転落防止外ホ口を設 置	車内案内表示装置設 置率74%	車内案内表示装置設 置率75%	
		車いすスペース設置 率55%	車いすスペース設置 率56%	
		転落防止外ホ口設置 率35%	転落防止外ホ口設置 率63%	
	市バス車両にノンステップバスを導入 するとともに、車内案内表示装置、車 いすスペースを設置	ノンステップバス車 両率19%	ノンステップバス車 両率37%	
		車内案内表示装置設 置率100%	車内案内表示装置設 置率100%	
		車いすスペース設置 率99%	車いすスペース設置 率100%	
	大規模な民間鉄道駅舎の車いすルート を確保	58駅中26駅	70駅中44駅	
	ガイドウェイバスシステム ^{*4} 志段味線 について、ノンステップバスの導入を 検討	検討	新車両の構造検討	

*4ガイドウェイバスシステム

一般のバス車両に案内装置をつけ、高架専用軌道と平面一般道路の双方を連続して走行できるシステム。

セイフティラ イブロード事 業	高齢者・障害者の利用が多い施設の周 辺において、足への衝撃を和らげる舗 装などを面的に実施	累計12地区	累計16地区 〔完了4地区 整備中2地区〕	緑 政 土 木 局
利用しやすい 建築物などの 整備促進	多くの市民が日常利用する建築物を対 象に、福祉環境整備に関する事前協議 の実施、やさしさマークの交付やハー トビル法 ^{※5} に基づく計画の認定などを 実施	実施	実施	健 康 福 祉 局 住 宅 都 市 局
福祉用具プラ ザ事業の推進	高齢者や障害者の自立を支援するとと もに、介護者の負担を軽減するため、 福祉用具や在宅介護の普及啓発の拠点 として、展示や相談、実習などを実施	実施	実施	健 康 福 祉 局
心（意識）の バリアフリー の推進	障害を正しく理解するとともに、偏見 や差別のない、すべての人が心を通い 合わせて生活できるまちづくりを推進 するため、啓発活動などを実施	実施	実施	健 康 福 祉 局 は じ め 関 係 局

※5 ハートビル法

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律。

2 地域で支えあう福祉の促進

●基本方針

ボランティアなど地域住民による福祉活動を育成、支援するとともに公的なサービスとの連携をはかり、地域で支える福祉の仕組みづくりをすすめます。

●現状と課題

高齢者や障害者を含む市民一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、ボランティアや地域住民による福祉活動が広がりつつあります。今後は、これらの住民の自主的な活動と公的なサービスとの連携をはかりながら、住民の主体的な参加によって地域での生活ニーズを明らかにし、その解決に向けた多様なサービスを総合的に提供するための仕組みづくりをすすめていくことが重要です。

また、住居のない者（ホームレス）の自立と生活の安定をはかるための支援を着実に推進することが必要です。

●数値目標

	現状値	18年度目標値	22年度目標値	所管局
地域での支えあい活動に関心のある市民の割合	67.5% (15年度)	70%	80%	健康福祉局
数値目標設定の考え方：地域における支えあいの仕組みづくりへの意識を高め、支えあいの活動の担い手を増やす。				

●事業計画

事業名	事業内容	現況 (15末見込み)	計画目標 [16～18の事業量等]	所管局
地域福祉の推進	地域における生活ニーズを明らかにし、公民協働により多様なサービスを提供できる体制を整備するための計画を策定し、市民一人ひとりが安心して生活することができるよう地域で支えあう仕組みづくりを推進 ・ 地域福祉計画の策定 ・ ふれあい給食サービス、ふれあいネットワーク活動の促進、福祉ボランティア活動の支援など	計画案の検討 実施	計画策定 実施	健康福祉局

福祉総合情報 システムの整備	利用者の視点に立ったきめ細やかな福祉サービスを実施できるよう、多様な福祉情報をデータベース化したオンラインシステムを構築	5業務システム化	62業務システム化	健康福祉局
住居のない者の 相談支援事業	住居のない者（ホームレス）の自立と生活の安定をはかるため、自立支援事業、緊急一時宿泊施設（シェルター）および更生施設を運営するとともに、生活相談員による生活相談を実施 再度、住居のない状態に陥らせないための相談支援を実施	自立支援事業、シェルター、更生施設 各1か所 巡回相談の実施 —	自立支援事業、シェルター、更生施設 各2か所 巡回相談の拡充 地域生活支援事業の実施	健康福祉局 緑政土木局
生活保護施設 「植田寮」の 改築	身体上または精神上の理由により援護などを要する人が必要な生活扶助を受ける施設を改築	検討	基本設計	健康福祉局

1-2 健康

健康

1 生涯にわたる心身両面の健康づくり

●基本方針

すべての市民が健康で明るく元気に生活できるよう、市民一人ひとりの自主的な健康づくりの意識の高揚をはかるとともに、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸および生活の質の向上をめざして、生活習慣病の予防につとめ、市民の生涯を通じた主体的な健康づくりを支援します。

母と子の健康の保持増進のため、妊産婦、乳幼児に対する健康診査・保健指導などを行うとともに、妊娠・出産や子どもの成長に悪影響を及ぼす恐れのある喫煙や食習慣などに対する指導をすすめます。

●現状と課題

日本の平均寿命は、世界最高の水準にありますが、一方では、がん、心臓病、脳卒中などの生活習慣病が増加している状況にあります。平成15年3月に策定した「健康なごやプラン21^{*1}」に基づいて、生活習慣の改善による生活習慣病の予防、健康寿命の延伸、生活の質の向上をはかる取り組みをすすめることが必要です。

また、社会状況の変化にともない、ますます高度化・多様化するニーズに対応するため保健・医療・福祉が連携し一体となった質の高いサービスをいかに提供するかが重要な課題となっています。

●数値目標

	現状値	18年度目標値	22年度目標値	所管局
自分が健康であると感じている市民の割合	68.5% (13年度)	69%	70%	健康福祉局
数値目標設定の考え方：健康なごやプラン21を推進し、7割程度の市民が自分の健康状態を良いと評価する状態とする。				

●事業計画

事業名	事業内容	現況 (15末見込み)	計画目標 [16～18の事業量等]	所管局
健康なごやプラン21の推進	健康なごやプラン21に基づき、生活習慣病予防や母子の健康の保持増進をはかるため、健康教育、健康相談、健康診査や新生児などの訪問指導を実施	基本健康診査受診率 52% (14年度)	基本健康診査受診率 60%	健康福祉局
		3か月児健康診査受診率98.9% (14年度)	3か月児健康診査受診率100%	

^{*1}健康なごやプラン21

国民健康づくり運動の指針として国が策定した「健康日本21」と母子保健分野での「健やか親子21」などをふまえ、生活習慣病の予防と母子の健康課題への対応を主な目的として本市が平成15年3月に策定したプラン。

クオリティライフ21城北整備事業の推進	市民の生活の質を高め、健康の総合的な保持増進をはかるため、産業技術総合研究所中部センター移転跡地を保健・医療・福祉サービスの一体的な提供を行う総合的エリアとして整備	調査	全体計画の作成 埋蔵文化財発掘調査の実施	健康福祉局
	・西部医療センター中央病院の整備に際し、小児・母子医療を強化するなど21世紀にふさわしい質の高い医療を提供	市立病院整備基本計画の策定	実施設計	
	・市民の健康増進をはかる施設の整備	調査	整備計画の作成	
	・重症心身障害児者施設の整備	調査	整備計画の作成	
保健所の改築・改修	千種保健所の改修	検討	改修	健康福祉局
	東保健所の改築	検討	検討	
	西保健所の移転改築	調査	着工	
	瑞穂保健所の移転改築	建設	完成、業務開始	

2 感染症対策および健康危機管理の推進

●基本方針

感染症の予防につとめるとともに、生命、健康を脅かす事態が発生した場合には、迅速かつ適切な対応をはかり、被害を最小限にとどめる危機管理体制の整備を推進します。

●現状と課題

国際交流の活発化、社会環境の変化にともない、結核や麻しんのほか、SARS（重症急性呼吸器症候群）など未知の感染症やエボラ出血熱など死亡率の高い感染症の侵入、環境や動物・昆虫由来のレジオネラ症やウエストナイル熱などの発生による大規模な感染症発生のおそれなどの脅威にさらされています。こうした脅威への未然防止対策に加え、エイズをはじめとする性感染症の潜在化・増加、大規模食中毒や有毒物による中毒などにおける市民の生命・健康を脅かす事態の発生予防、拡大防止などへの対応も求められています。

このような健康被害の発生を防止するとともに、発生した場合には迅速かつ的確に対応し、二次感染を防ぐなど被害を最小限に抑える体制を整えることが必要です。

●数値目標

	現状値	18年度目標値	22年度目標値	所管局
新・1・2類感染症の二次感染者の数	0 (14年度)	0	0	健康福祉局
数値目標設定の考え方：新・1・2類感染症（入院を必要とするような重くかつ感染力の強い感染症）の患者が発生した場合に、その患者からさらに感染する人の発生を防ぐ。				
市民10万人当たりの結核の新規患者数	39.2人 (14年度)	35人	30人	健康福祉局
数値目標設定の考え方：他の政令指定都市に比べて高い結核の罹患率を下げる。				

●事業計画

事業名	事業内容	現況 (15末見込み)	計画目標 [16～18の事業量等]	所管局
感染症予防対策および発生時対策の推進	感染症の発生とまん延を防ぐため、感染症の発生動向調査など情報の収集と市民への情報提供を実施	実施	実施	健康福祉局

	患者発生時に迅速・的確な防疫措置を講ずるため、従事者の訓練などを強化 東市民病院感染症病床の整備と外来時院内感染防止対策の充実 エイズなどの性感染症の発生とまん延を防ぐため、エイズ検査機会の提供の拡大、中高生などを対象とした普及啓発活動の充実	従事者研修およびシミュレーション訓練の実施、患者移送車などの整備 東市民病院 感染症病床10床 (2類感染症) 平日検査および夜間検査 普及啓発の実施	実施 東市民病院 感染症部門の改修 検査機会の拡大 普及啓発の実施	
結核対策	結核予防計画を策定し、感染源をなくす治療支援事業、結核多発層への検診などを強化	実施	予防計画策定 計画に基づく事業の実施	健康福祉局
衛生研究所・環境科学研究所の統合	試験検査や調査研究などを効率的に行ったり、市民の健康を脅かす事態が発生した場合に、その原因の分析・特定を衛生と環境の両面から総合的に行う研究所を設置	調査	基本構想	健康福祉局 環境局

3 適切で迅速な医療とリハビリテーションの充実

●基本方針

市立大学病院の機能拡充、市立病院の整備をすすめ、高度化・専門化した医療ニーズなどに対応した医療の提供をはかるとともに救急医療の充実につとめます。

●現状と課題

市立大学病院は高度先進医療機関、市立病院は地域医療機関としての役割を担ってきました。今後ますます多様化する医療ニーズへの対応、利便性や効率性の向上のため、診察や検査・投薬などの診療情報を病院間で相互に利用できる電子カルテシステムを活用したネットワークの構築や地域での連携の強化が課題となっています。

また、近年は少子化などにより休日などの診療時間外の医療に対応する小児科、産婦人科が減少してきており、安定した体制を確保することが必要です。

●数値目標

	現状値	18年度目標値	22年度目標値	所管局
市立病院に対してよい印象を持つ 利用者の割合	68% (14年度)	75%	90%	健康福祉局
数値目標設定の考え方：医療内容、インフォームド・コンセント*2、施設の整備など により総合的な評価の向上をめざす。				
市立大学病院における地域医療機 関からの紹介患者率	43% (14年度)	50%	55%	市立大学
数値目標設定の考え方：地域医療機関との機能分担・連携の強化により、紹介患者を 増やし、高度先進医療機関としての役割を強化する。				

●事業計画

事業名	事業内容	現況 (15年末見込み)	計画目標 [16～18の事業量等]	所管局
市立大学病院の整備	高度先進医療機能を充実させるため、病棟・中央診療棟の改築に続いて外来診療棟の改築を実施	病棟・中央診療棟の完成、供用開始	外来診療棟の完成	市立大学

※2 インフォームド・コンセント

医師が患者に診療の目的と内容、効果などを事前に十分に説明し、患者が納得したうえで治療が行われること。

市立病院の整備	高度専門医療などの医療サービスを充実するため、市立病院の機能分担と連携をはかり、周産期医療 ^{*3} 、小児救急医療などの小児・母子医療、医療リハビリテーションなどの医療機能の充実および整備を推進	市立病院整備基本計画の策定	西部医療センター中央病院の実施設計	健康福祉局
医療情報の提供	オーダリングシステム^{*4}、電子カルテシステム^{*5}の導入などにより、患者と医療従事者の情報の共有化をはかり、患者サービスの向上を促進 ・ オーダリングシステムの導入 ・ 電子カルテシステムの導入 ・ 市立大学病院においてクリニカル・パス^{*6}を導入	実施（市立大学病院） 導入（市立大学病院） 検討	一部稼動（市立病院） 基盤整備（東市民病院） 実施症例数 100症	健康福祉局 市立大学
医療機関の連携（新規）	紹介患者の受け入れ体制の整備など、地域の医療機関との機能分担・連携を推進 市立大学病院と市立病院などにおいて、電子カルテシステムを活用した各種医療情報の共有化と相互利用を実施	推進 検討	推進 市立大学病院と市立病院間などにおけるネットワークの構築	市立大学 健康福祉局
救急医療体制の確保	休日などの診療時間外の医療に対応するため救急医療体制を確保	病院群輪番制参加病院数 68病院	病院群輪番制参加病院数 70病院	健康福祉局

^{*3}周産期医療

周産期（妊娠22週から生後1週間になるまでの期間）を中心に出生前後のさまざまな危険から母体・胎児・新生児を守る医療。

^{*4}オーダリングシステム

医師などが行う指示を直接システムに入力して、薬剤・検査部門などに伝達するとともに、医事会計などに情報伝達を行うシステム。

^{*5}電子カルテシステム

診療録や検査結果などの診療情報を電子化して保存するシステム。

^{*6}クリニカル・パス

疾患ごとに手術や検査などの治療方針を標準化した診療計画。

4 食品と居住環境の衛生管理

●基本方針

食品製造・調理施設に対する衛生管理の監視、指導を強化し、市民の安全な食生活を確保するとともに、建築物や住まいに関する相談、指導など健康的な居住環境の確保につとめます。

●現状と課題

安全な食生活を確保するため、食品衛生上危険度の高い食品製造・調理施設では毎日の衛生管理を確実に推進することが必要ですが、その中心となる人材が不足しています。

また、住居に関しては、合板など化学物質が発散されやすい建築材料、室内の通気・換気不良、共同住宅での給水設備管理など新たな問題がおきています。保健所に開設したシックハウス症候群に関する衛生相談窓口などを通じて啓発や相談指導につとめる一方、給水設備については管理者による適正な管理が行われるよう指導するなど、その対応が求められています。

●数値目標

	現状値	18年度目標値	22年度目標値	所管局
食品衛生管理責任者の配置率	—	50%	100%	健康福祉局
数値目標設定の考え方：市内のすべての大規模食品製造・調理施設（約1,000か所）に衛生管理推進の中心となる人材を養成・配置する。				
小規模貯水槽水道※7の清掃実施率	60% (14年度)	80%	100%	健康福祉局
数値目標設定の考え方：安全な飲料水の確保のための定期的な清掃の実施率の向上をめざす。				

●事業計画

事業名	事業内容	現況 (^⑮ 末見込み)	計画目標 [^⑮ ～ ^⑮ の事業量等]	所管局
食品の衛生管理の推進 (新規)	食品製造・調理施設のうち、HACCP方式 ^{*8} による自主管理を取り入れようとする営業者などに対し、その推進の中心的な存在となる人材育成のため食品衛生管理責任者講習会を実施	—	食品衛生管理責任者講習会受講者数 累計500名	健康福祉局

^{*7}小規模貯水槽水道

ビルや共同住宅など多くの建築物内の飲み水などは、市水をいったん貯水槽に受けた後個々の使用者まで給水されるが、この建築物内水道のうち、貯水槽の有効水量が10m³以下のもの。

^{*8}HACCP方式

Hazard Analysis Critical Control Pointの略。危害分析重要管理点方式。食品の安全性をより一層確保するため、原材料から消費にいたるまでの工程ごとに応じた検査、監視を行っていく衛生管理の手法。

小規模貯水槽 水道の衛生管 理指導	貯水槽水道の管理者に対する啓発・指 導により、定期的な水質検査・保守点 検・清掃を実施	定期的な清掃実施施 設 15,000施設	定期的な清掃実施施 設 20,000施設	健 康 福 祉局
-------------------------	---	-------------------------	-------------------------	-------------

5 斎場の整備

●基本方針

高齢者数の増加にともなう今後の火葬需要の増大や大規模震災時への対応などのため、周辺環境への配慮をはかりながら、八事斎場の改築と新斎場の整備をすすめます。

●現状と課題

現在、本市では八事斎場1か所に対応していますが、高齢人口の増加により死亡者数が増加し、平成20年ごろには八事斎場の火葬能力（火葬炉46基）が限界に達します。

火葬需要がピークとなる平成40年代中ごろには60から70の火葬炉が必要と推測されており、新たな斎場の整備が必要です。

●数値目標

	現状値	18年度目標値	22年度目標値	所管局
火葬炉の整備数	46 (14年度)	46	60～70	健康福祉局
数値目標設定の考え方：火葬需要の増大にともない、ピーク時に必要な火葬炉数を整備する。				

●事業計画

事業名	事業内容	現況 (⑮末見込み)	計画目標 [⑯～⑳の事業量等]	所管局
新斎場の整備	高齢化による死亡者数の増加、災害時などに対応できるよう、新斎場を整備	整備予定地選定	用地買収 実施設計	健康福祉局